

生態系保全等専門員（期間業務職員）を募集します

1：募集職種

- ・生態系保全等専門員（期間業務職員）

2：採用機関

- ・九州地方環境事務所

3：勤務地及び募集人員

- （1）勤務地：対馬自然保護官事務所 対馬野生生物保護センター内
（長崎県対馬市上県町佐護西里 2956-5）
- （2）募集人員：1名

4：業務内容及び要件

（1）業務内容

国指定鳥獣保護区（対馬市舟志ノ内・伊奈）及び希少野生動植物種生息域内におけるニホンジカ管理対策にかかる業務に従事します。

●主な業務の事例

- ①国指定鳥獣保護区（対馬市舟志ノ内・伊奈）及び希少野生動植物種生息域内におけるニホンジカ管理対策（捕獲従事者に対する技術的助言等）、情報収集、資料作成、契約事務、普及啓発等
- ②上記①に関連する関係機関、専門家、ボランティア、地元関係者との連絡調整等
- ③上記①に関連する会議・打合せの資料作成
- ④その他、自然保護官から指示された業務

（2）要件

- ①令和4年4月1日時点で大学を卒業していること
- ②生物学や野生生物保護管理の専門的知見を有すること（大学、大学院、あるいは業務等で、特にニホンジカ管理に関する経験があることが望ましい）
- ③行政関係者との調整、地域の合意形成などについての経験を有すること（大学等でのフィールドワークを含む）
- ④普通自動車運転免許を有すること
- ⑤メール、ワード、エクセル、パワーポイント、GISソフト等のパソコン技術を有すること
- ⑥心身ともに健康で、採用予定期間中（令和4年3月末まで）、継続して勤務が可能であるととともに、フィールドワークができる体力を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できません。

＊日本の国籍を有しない者

＊国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

＊平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5：雇用条件

(1) 雇用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※前年度勤務実績が良好の場合、1年の任期が連続2回まで更新できる場合があります。

(2) 勤務日数

原則として、月～金曜日までの週5日勤務

(土・日曜日シフト勤務になる場合があります。)

※土、日曜及び祝祭日は休日。これらの日に勤務を命じられたときは、振替又は代休措置となります。

(3) 勤務時間

午前8時30分～午後5時15分(休憩時間12:00～13:00)

(4) 給与等

別に定める給与取扱いに基づき支給。

① 日額給与(月末〆、翌月支給)

月末〆、翌月支給。大学新卒の場合9,310円、上限13,650円。

② 諸手当

通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等

※勤務地赴任に要する費用(旅費等)の支給はありません。

③ 社会保険

雇用保険、健康保険、厚生年金に加入(一部自己負担)

(5) その他

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。

労働契約とは異なります。

6：応募方法

・次の書類を郵送、持参又はE-mailにてご提出ください。

(1) 履歴書(顔写真あり、様式任意)に必要な事項を記入したもの：1部

・応募した動機(希望勤務地の志望動機を含む)等を簡潔に記入してください。

・また、他の地方環境事務所の募集にも応募している場合には、その旨の記載をお願いします。

(2) 小論文 1部

ア. 様式

本編・・・横書きで1,600字程度

イ. テーマ

「対馬におけるニホンジカ被害対策において自身が貢献できること」

対馬におけるニホンジカによる植生被害対策(関係機関との調整、戦略的に捕獲を進める体制の構築等)を、自らの活動経験等を踏まえて生態系保全等専門員としてどのようなことに取り組み、貢献していきたいかについて記述してください。

<参考>

対馬におけるニホンジカ対策の現状と課題及び目標(本要領P.4-7参照)

(3) 過去の業務経験

※これまでの職歴と業務概要を時系列で記述してください。

○郵送、持参の場合

封書に「生態系保全等専門員応募(対馬)」と朱書きしてください。

なお、ご提出いただいた履歴書等は返却いたしません。

○E-mailの場合

件名に「生態系保全等専門員応募(対馬)」と記載し、応募書類(PDF化したもの)を添付してご提出ください。

提出先：〒860-0047

熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟4階

環境省九州地方環境事務所総務課 工藤 宛

電 話：096-322-2400

メール：kyusyu_saiyo@env.go.jp

7：応募期間

- ・令和4年1月6日（木）開始

（採用者が決定次第、募集を終了いたします。）

8：審査方法

（1）一次審査

一次審査は提出された履歴書等により行います。

- ・審査結果は本人宛に郵送します。
- ・一次審査合格者には、二次審査の日程詳細を連絡します。

（2）二次審査

二次審査は面接により行います。

- ・日時：一次審査合格者と日程調整の上、設定
- ・場所：一次審査合格者と日程調整の上、設定

※各審査の経過及び結果についての問い合わせには応じられません。

【対馬地域生態系保全等専門員応募要領参考資料】

対馬における関係機関の連携による戦略的なニホンジカ対策の現状と課題

1. 背景と経緯

近年、対馬においてニホンジカによる農林業や生態系への被害が深刻化し、行政機関による捕獲事業も強化される中、各機関が有するシカ対策に関する情報を共有し、関係機関の協働による効果的なシカ対策を実現するためのプラットフォームとして、平成 31 年（2019 年）3 月に「対馬ニホンジカ対策戦略会議」（以下、戦略会議）が設立された。

この戦略会議及び戦略会議ワーキンググループによる議論をふまえ、令和 2 年 3 月には「対馬ニホンジカ管理計画」を策定し、関係機関が連携し計画的かつ効果的・効率的なシカ対策の実施に取り組んでいる。

2. 対馬ニホンジカ管理計画

対馬におけるシカ対策に関わる環境省・林野庁・長崎県・対馬市が、より計画的・効果的・効率的なシカ対策を実施し、対馬固有の自然生態系の維持・回復及び持続可能な農林水産業における鳥獣被害の軽減を実現し、対馬の人々の豊かな生活を維持・向上することを目的として、戦略会議により策定された対馬独自の計画。本計画は、長崎県が策定している特定計画（現計画期間：2017 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）の次期改定時に地域計画として位置づけられる予定であり、特定計画の目標を達成するためのより具体的で実践的な計画として定めたもの。また、目標達成に向け関係機関のシカ対策における役割を明確にし、連携した対策が可能となるように定めている。

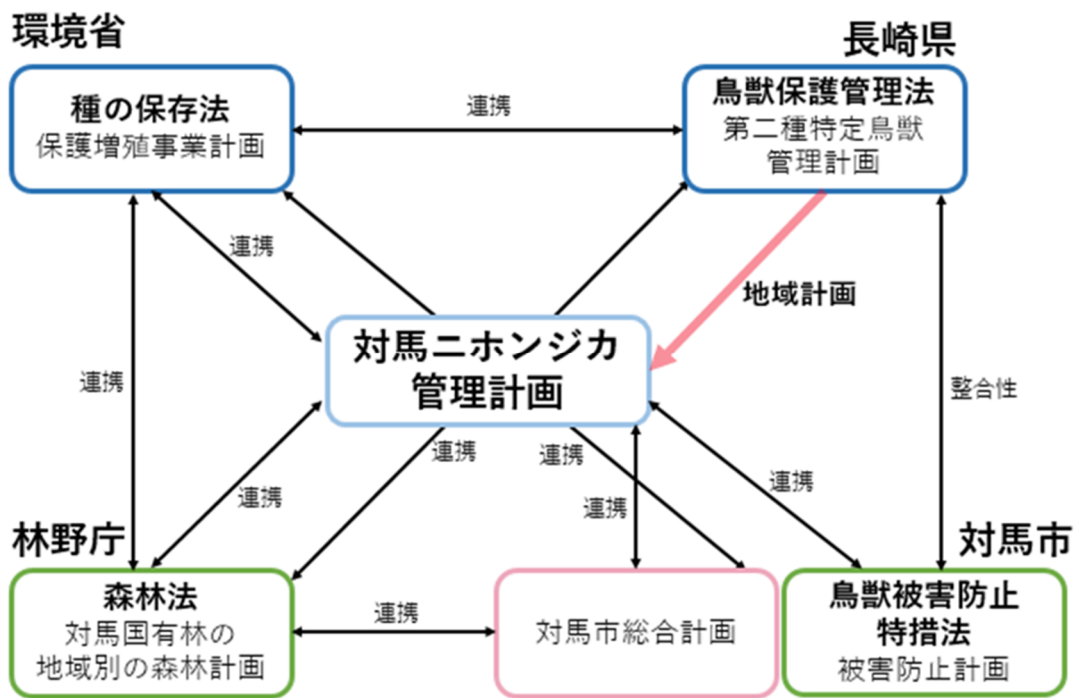


図1 対馬ニホンジカ管理計画における法制度上の位置づけ

(1) 計画の目標

被害の拡大、捕獲従事者の高齢化に加えて予算の総額抑制のため、できるだけ早い段階で生息頭数の低密度化を図ることが望ましい。そのため、**2029年までに生息頭数を3,500頭にすることを目標**としている。なお、長崎県が実施してきた糞塊法などによるモニタリング調査の結果や、対馬市内における捕獲情報を基に、環境省が階層ベイズ法により生息頭数の推定を行ったところ、2019年度末時点の推定生息頭数は、中央値で42,725頭と推定された。2029年までに3,500頭にするために必要な捕獲頭数は、表1の通り。

表1. 階層ベイズ法による予測個体数と2029年までに3,500頭にするために必要な捕獲数
(階層ベイズ法による推定結果の中央値※)

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
予測個体数	中央値	44,236	42,725	31,317	23,214	17,350	13,147	9,941	7,568	5,787	4,479	3,435
	90%信用 区間	21,752～ 102,744	17,278～ 105,134	5,620～ 97,518	1,904～ 91,520	648～ 85,842	218～ 81,117	73～ 76,865	25～ 72,992	8～ 70,078	3～ 66,588	1～ 63,474
必要捕獲数		6,338	8,488	17,667	13,110	9,822	7,410	5,625	4,292	3,286	2,533	1,938

※赤字は捕獲実績を示す

（２）計画の期間

本計画の期間は **2019年4月1日から2029年3月31日までを1期**とする（2019年度は計画策定前であるが、戦略会議において各種取組を実施してきたことから試行期間として本計画に位置づける）。計画期間中、各種モニタリングを実施し、関係機関による事業の実施結果を1年毎に評価しつつ、設定した目標の妥当性や事業内容を検証する。それらの結果を踏まえ、本計画の変更や継続について検討する。

（３）計画の実施体制と役割分担

本計画は、対馬においてシカ対策を担う機関である**環境省、林野庁、長崎県（自然環境課、農山村対策室、森林整備室、対馬振興局）、対馬市（農林しいたけ課、文化交流・自然共生課）が連携して実施**する。各機関の役割分担は、表2の通り（2020年度時点）。

表2. 各構成機関の現行の役割

構成機関	役割 ※1						
	個体数管理		被害防除対策			モニタリング	
	捕獲		人材育成	農林業被害	生態系被害	生息頭数	生態系被害
	捕獲重点区域	その他					
環境省	○		○		○	階層ベイズ法	○
林野庁	○			○			
長崎県農山村対策室	○		○	○		糞塊法	
長崎県自然環境課	○				○		○
長崎県森林整備室				○			
長崎県対馬振興局			○	○			
対馬市農林しいたけ課	○	○	○	○			
対馬市文化交流・自然共生課					○		○

※1 現行の事業内容による役割を掲載しており、今後可能なものは必要に応じて検討する。

3. 取り組みの主な成果と今後の課題

(1) 成果

- 関係機関が共通の目的、方針を共有し、役割分担による事業の展開
- 関係機関（特に担当者）の相談・議論の場の増加による連携の強化
- 成果を出す（目的を達成する）ための効果的・効率的な事業の実施
- 有害鳥獣捕獲及び関係機関の事業捕獲の強化による捕獲頭数の増加（H30 比 1.5 倍）
- 新しい対策（捕獲）手法の開発・持ち込み・普及等による捕獲の効率化
- 研修メニューの充実等による狩猟免許取得者数（特に若い世代）の増加 等

(2) 課題

- 関係機関の担当者が入れ替わる中での継続的な連携体制の確保と戦略的な事業展開
- 捕獲（有害鳥獣捕獲及び関係機関による事業捕獲）及び研修の継続実施と役割分担
- 捕獲実績は増加しているが、目標達成のための必要捕獲頭数には達していない
（2020 年度捕獲数（見込み）は 8,500 頭程度、目標の 17667 頭には及ばない）
- 捕獲の主体である有害鳥獣捕獲による捕獲頭数確保の限界
 - ・島内の狩猟者構成（人数、年齢、生活様式等により実働数に制限あり）
 - ・個人または少人数による個別それぞれの狩猟体制（戦略的・効率的な捕獲が困難）
- 捕獲頭数及び管理計画の目標達成のための更なる取り組みの検討・実施
- 戦略的（指揮命令の構築による捕獲効率の向上）捕獲体制の構築
- 目標達成（適正頭数まで生息数が減少）した後のシカ及び生態系等の適正管理 等

